

唐津市自殺対策計画

(2024年3月中間評価)

—誰も自殺に追い込まれることのない

「こころ温かな唐津市」を目指して—

2024年3月
唐津市

目 次

第1章 計画見直し（中間評価）概要

| | |
|-------------------|-----|
| 1 計画見直しの趣旨 ----- | - 1 |
| 2 基本理念 ----- | - 1 |
| 3 計画の期間 ----- | - 1 |
| 4 自殺対策の数値目標 ----- | - 1 |
| 5 評価の方法 ----- | - 1 |

第2章 自殺をめぐる現状と課題

| | |
|-------------------------|-----|
| 1 自殺者の現状 | |
| (1) 自殺者の推移 ----- | - 2 |
| (2) 自殺死亡率 ----- | - 2 |
| (3) 性別・年齢別の特徴 ----- | - 3 |
| (4) 職業別の特徴 ----- | - 3 |
| (5) 自殺の原因 ----- | - 4 |
| 2 唐津市地域自殺実態プロフィール ----- | - 5 |
| 3 自殺の現状のまとめ ----- | - 6 |

第3章 基本施策の取組と評価～いのち支える自殺対策～

| | |
|--------------------------------------|------|
| 1 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す | |
| (1) こころの健康づくり・生きる支援への知識の普及啓発（情報発信） - | - 7 |
| (2) 講演会等の開催 ----- | - 8 |
| 2 自殺対策を支える人材の育成 | |
| (1) ゲートキーパーの養成 ----- | - 8 |
| (2) 自殺対策従事者へのこころのケアの推進 ----- | - 9 |
| 3 生きることの促進要因の支援 | |
| (1) 居場所づくり ----- | 10 |
| (2) 相談体制の充実・相談窓口情報の周知 ----- | - 12 |
| (3) 妊産婦・子育てをしている保護者への支援 ----- | - 13 |
| (4) LGBTQ への支援 ----- | - 14 |
| (5) 自殺未遂者への支援 ----- | - 14 |
| (6) 自死遺族等への支援 ----- | - 14 |
| (7) 職場、学校での事後対応の推進 ----- | - 14 |
| 4 地域ネットワークの強化 ----- | - 15 |

第4章 重点施策の取組と評価～いのち支える自殺対策～

| | | |
|-----|------------------------|-----|
| 1 | こども・若者の支援 | |
| (1) | 児童・生徒等への支援の充実 | -16 |
| (2) | 児童・生徒等の自殺予防につながる教育の実施 | -17 |
| (3) | ICTを活用した若者への啓発 | -17 |
| (4) | 地域で自殺のリスクを減らす取組 | -17 |
| 2 | 労働者・経営者支援 | -18 |
| 3 | 生活困窮・無職・失業に対する支援 | |
| (1) | 多重債務や就労等の相談支援 | -19 |
| (2) | 生活困窮を抱えたハイリスク者に対する個別支援 | -19 |
| 4 | 高齢者支援 | |
| (1) | 地域包括ケアシステムの推進 | -20 |
| (2) | 介護負担に対する支援 | -21 |
| (3) | 高齢者の生活や健康不安に対する支援 | -22 |
| (4) | 高齢者の社会参加の強化と孤独・孤立の予防 | -23 |
| 第5章 | 唐津市における自殺対策の課題と計画の推進 | -24 |
| 第6章 | 自殺対策の評価指標・取組目標 | -25 |

第1章 計画見直し（中間評価）の概要

1 計画見直し（中間評価）の趣旨

唐津市自殺対策計画（2019年～2028年）は、自殺対策基本法第13条第2項並びに自殺総合対策大綱に基づき策定するものであり、本市の自殺対策を総合的に推進するための基本方針について2019年3月に策定しました。

令和4年10月に自殺総合対策大綱が新たに閣議決定されたことを受け、唐津市の自殺をめぐる現状を示し、これまでの取り組みの振り返りを行うことで、今後の方向性や内容の確認を行います。

2 基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない「こころ温かな唐津市」を目指して

3 計画の期間

2019年（平成30年度）～2028年（令和10年度）

自殺総合対策大綱において、おおむね5年を目途に見直しを行うと規定されており、令和5年度に計画の見直しを行います。

4 自殺対策の数値目標

2028年までに自殺死亡률을14.0（自殺者数16人）以下にします。

大綱に基づき2028年までに唐津市の自殺死亡률을2017年の20.0（自殺者数25人）と比較して30%以上減少（自殺死亡률14.0以下）させることを目標とします。
※これを唐津市の人口11万5千人（令和6年1月末現在）に換算すると、自殺者は16人となります。

※自殺死亡률은人口10万人当たりの自殺者数

2022年 自殺死亡률18.6です。目標達成にはならなかったものの計画策定時よりも減少しています。引き続き唐津市一体となって、誰も追いつまれないように自殺対策に取り組めます。

5 評価の方法

PDCAサイクルに基づき、5年間の実績や方法を振り返り、改善、事業の見直し等を行います。

第2章 自殺をめぐる現状と課題

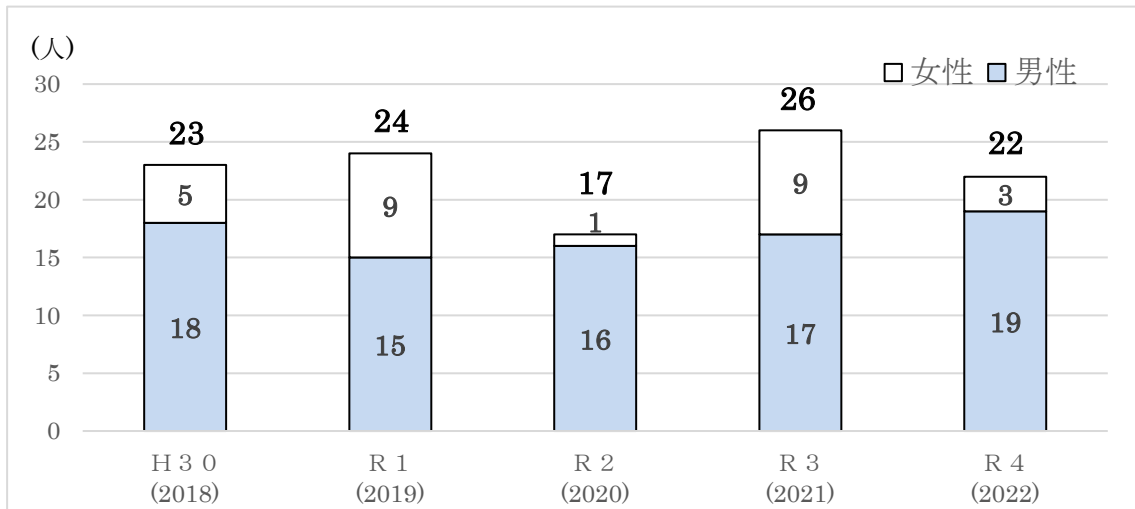
1 自殺者の現状

(1) 自殺者の推移

唐津市の自殺者数は、平成30年から令和4年まで毎年20人前後の状態が続いています。令和2年には17人となり、計画策定時の18人以下の目標を達成しましたが、令和3年は26人と増加しています（佐賀県全体も同様の状況です）。新型コロナウイルス感染症のまん延によるものではないかと分析されています。

平成30年から令和4年まで112人も大切な命が失われています。また、唐津市は全国や佐賀県と比較して自殺死亡率が高い状況が続いていますので、今後も対策を行うことが必要です。（図1 図2）

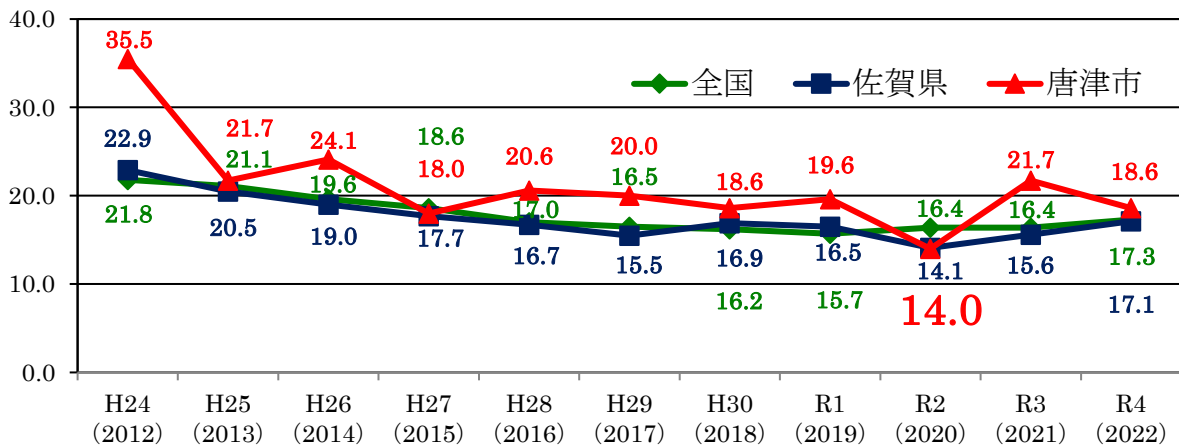
図1 唐津市の自殺者数（H30～R4年：自殺者総数 112人）



出典：地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地別）

(2) 自殺死亡率

図2 自殺死亡率の推移

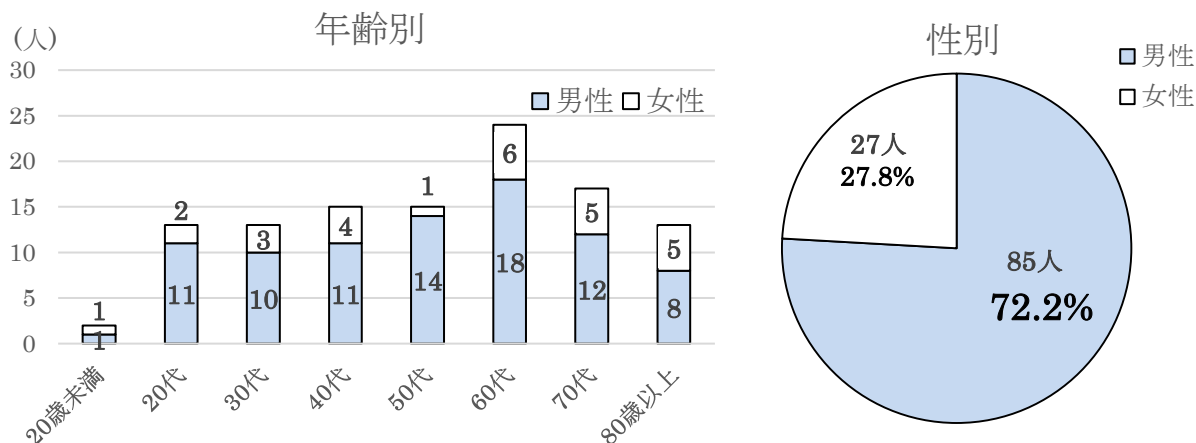


出典：地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地別）

(3) 性別・年齢別の特徴

性別の自殺者数の割合は、平成30年から令和4年までの自殺者総数112人（男性85人、女性27人）のうち、男性が70%以上を占めています。年齢別にみると、自殺者が多い順に60代24人、70代17人、50代及び40代は15人と50歳代から70歳代の男性が多い状況です。（図3）これは、計画策定前と比較すると全体的な自殺者数は減少しているものの、変化はありません。

図3 唐津市の年齢・性別自殺者数（H30～R4 自殺者総数 112人）



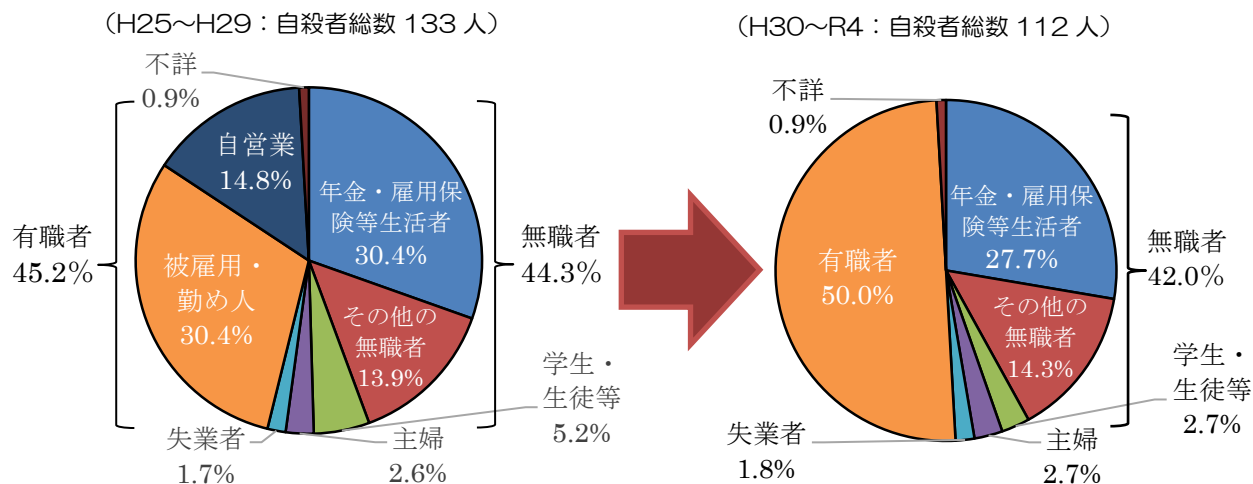
出典：地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地別）

(4) 職業別の特徴

職業別にみると、平成30年から令和4年の自殺者総数112人のうち、有職者が50.0%と半数を占めており、計画策定前の有職者45.2%よりも割合は高くなっています。次いで、年金・雇用保険等生活者27.7%、その他の無職者14.3%の順であり、無職者の合計が42.0%となっています。（図4）

（※令和4年から自営業と被雇用・勤め人を有職者としてまとめられました）

図4 唐津市職業別自殺者割合



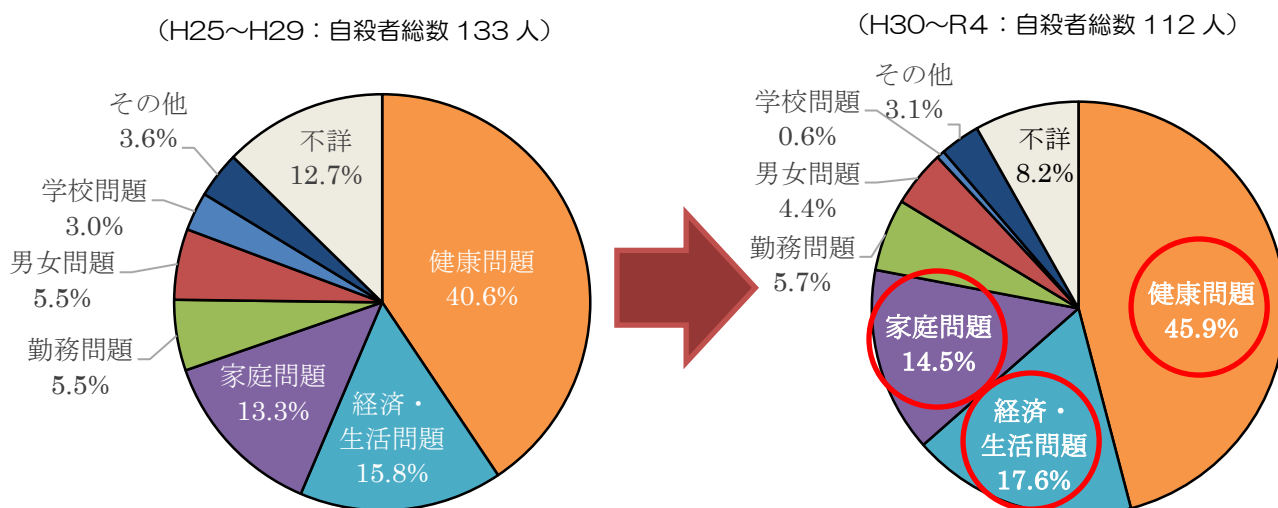
出典：地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地別）自殺者累計より

(5) 自殺の原因

唐津市の自殺者の原因・動機別では、健康問題、経済・生活問題、家庭問題の割合が高く、平成25年から平成29年と比較すると、健康問題の割合が40.6%から45.9%へと増え、経済・生活問題は15.8%から17.6%に増えています。（図5）

自殺の多くは、多様で複雑な原因を有し、様々な要因が連鎖する中で起きています。（図6）そのため、様々な悩みに寄り添うことが自殺予防につながります。

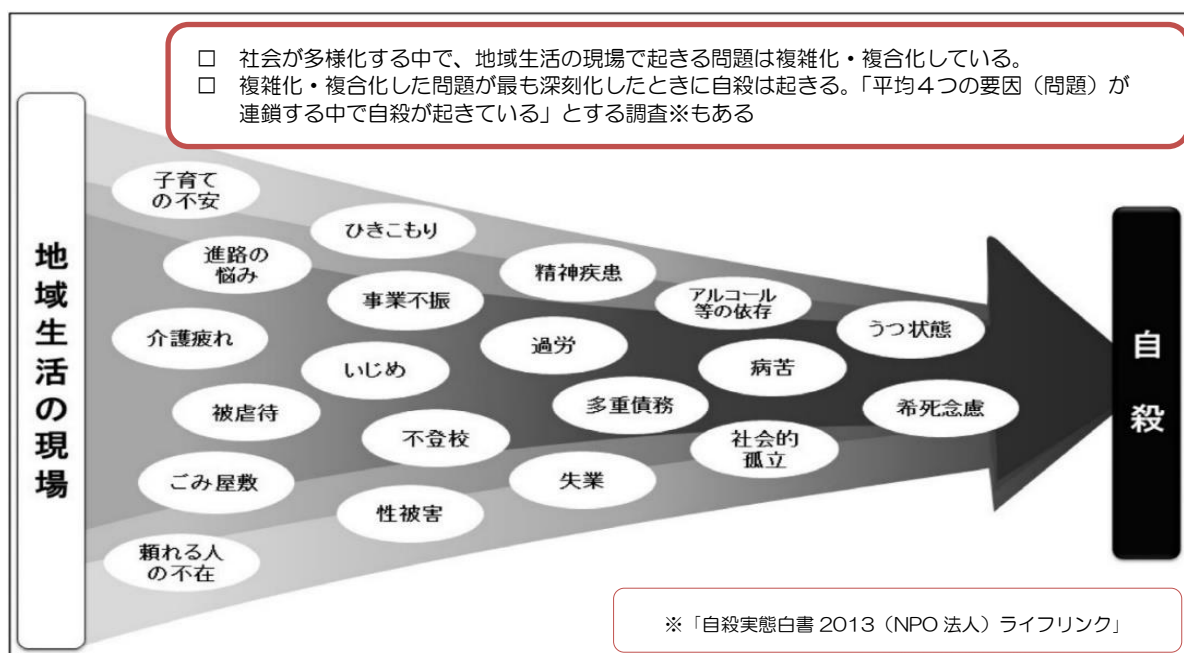
図5 唐津市の原因・動機別自殺者割合



出典：地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地別）自殺者累計より

注）令和3年までは遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できるものを1人につき3つまで計上可能としていた。令和4年からは遺書等に加え家族の証言等から原因、動機と考えられるものを含め1人につき4つまで計上可能と改正あり。

図6 自殺の危機要因イメージ図



自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料「市町村自殺対策計画策定の手引」より引用）

2 唐津市地域自殺実態プロフィール

国は、すべての都道府県および市区町村それぞれの自殺の実態について、「地域における自殺の基礎資料」および「警察庁自殺統計原票データに基づく特別集計（平成30年～令和4年分）」を分析した地域自殺実態プロフィールを作成しました。順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順としています。背景にある主な自殺の危機経路は、自殺実態白書2013（ライフリンク）に基づき、あくまでも該当する性・年代等の特性に応じ、全国的に見て代表的と考えられる自殺の危機経路を示すものです。

(1) 唐津市の主な自殺の傾向

計画策定前と平成30年から令和4年まで（公表されている最新のデータ）を比較するとこれまでなかった「60歳以上女性無職者同居」が増加しています。また、特に「60歳以上男性」では、有職・無職・同居・独居に関わらず亡くなっている人が多い状況です。

【H25～H29：自殺者総数 133 人（男性 99 人、女性 34 人）】

| 自殺者の特性上位5区分 | 自殺者数 (5年計) | 割合 | 自殺死亡率 | 背景にある主な自殺の危機経路** |
|-----------------|---------------|-------|--------|---|
| | | | (10万対) | |
| 1位:60歳以上男性無職同居 | 23人 | 17.3% | 49.3 | 失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)→身体疾患→自殺 |
| 2位:40～59歳男性有職同居 | 20人 | 15.0% | 34.7 | 配置転換→過労→職場の人間関係の悩み→仕事の失敗→うつ状態→自殺 |
| 3位:60歳以上男性有職同居 | 10人 | 7.5% | 28.2 | ①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺/②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺 |
| 4位:20～39歳男性有職同居 | 10人 | 7.5% | 22.6 | 職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺 |
| 5位:60歳以上男性無職独居 | 8人 | 6.0% | 108.5 | 失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺 |



【H30～R4：自殺者総数 112 人（男性 85 人、女性 27 人）】

| 自殺者の特性上位5区分 | 自殺者数 (5年計) | 割合 | 自殺死亡率 | 背景にある主な自殺の危機経路** |
|------------------|---------------|-------|--------|---|
| | | | (10万対) | |
| 1位:男性 40～59歳有職同居 | 16 | 14.3% | 29.0 | 配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺 |
| 2位:男性 60歳以上有職同居 | 15 | 13.4% | 39.2 | ①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺/②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺 |
| 3位:男性 60歳以上無職独居 | 13 | 11.6% | 156.8 | 失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺 |
| 4位:男性 20～39歳有職同居 | 12 | 10.7% | 32.1 | 職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺 |
| 5位:女性 60歳以上無職同居 | 12 | 10.7% | 15.9 | 身体疾患→病苦→うつ状態→自殺 |

※自殺死亡率の母数（人口）は令和2年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計した。

(2) 有職者の自殺の内訳

計画策定前と比較すると割合的には大きな変化はない状況で、被雇用者・勤め人の自殺者の割合が多いですが、全国と比較すると自営業者・家族就業者の割合が高いです。

| 職業 | H25～H29 | | | H30～R4 | | |
|-----------|---------|-------|-------|--------|--------------|-------|
| | 自殺者数 | 割合 | 全国割合 | 自殺者数 | 割合 | 全国割合 |
| 自営業・家族就業者 | 20人 | 32.8% | 20.3% | 17人 | 32.7% | 17.5% |
| 被雇用者・勤め人 | 41人 | 67.2% | 79.7% | 35人 | 67.3% | 82.5% |
| 合計 | 61人 | 100% | 100% | 52人 | 100% | 100% |

(自殺者の有職者、不詳を除く)

(3) 自殺者における未遂歴の有無

自殺者112人中、未遂歴のある人は全体の25.9%、およそ4人に1人が自殺未遂をしたことがある人で、計画策定前よりも割合が増え、全国よりも高い状況です。

自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐことは、自殺者を減少させるための最優先課題です。

| 未遂歴 | H25～H29 | | | H30～R4 | | |
|-----|---------|-------|-------|--------|--------------|--------------|
| | 自殺者数 | 割合 | 全国割合 | 自殺者数 | 割合 | 全国割合 |
| あり | 25人 | 18.8% | 19.7% | 29人 | 25.9% | 19.5% |
| なし | 78人 | 58.6% | 61.0% | 74人 | 66.1% | 62.5% |
| 不詳 | 30人 | 22.6% | 19.3% | 9人 | 8.0% | 17.9% |
| 合計 | 133人 | 100% | 100% | 112人 | 100% | 100% |

3 自殺の現状のまとめ

- (1) 人口10万対の自殺死亡率が唐津市は全国や佐賀県と比較して高い。
- (2) 50歳代から70歳代の男性の自殺者が多い。
- (3) 地域自殺実態プロファイルでは、60歳以上の無職の女性の自殺者が上位となってきた。
- (4) 自殺の原因が健康問題と経済・生活問題の割合が増加しており、健康問題は45.9%、経済・生活問題は17.6%となっている。
- (5) 職業では自営業者・家族就業者の割合が唐津市は全国と比較すると高い。
- (6) 自殺未遂歴がある人の割合が唐津市は全国と比較すると高い。

第3章 基本施策の取組と評価～いのち支える自殺対策～

1 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す

こころの健康づくり・生きる支援への知識の普及啓発と講演会等を開催します。

(1) こころの健康づくり・生きる支援への知識の普及啓発（情報発信）

| 課 | 取組内容 | 評価（令和元～令和4年度） | 方向性 | 今後の取組内容 |
|-----------------|---|---|-----|---|
| 保健医療課・唐津保健福祉事務所 | <p>自殺予防週間と自殺対策強化月間における啓発活動の推進</p> <p>自殺予防週間（9月10日～16日）と自殺対策強化月間（3月）において、市役所エントランス等に特設コーナーの設置とキャンペーンの実施</p> | <p>【保健医療課】</p> <p>対面でのキャンペーンを行った際には、啓発に効果があったと考えられます。しかし、新型コロナウイルスまん延予防のため、展示等のみの開催の時は市民の反応が見えなかったが、各公共施設や人が集まる場所での展示等は、ある程度効果があったのではないかと考えます。</p> <p>【唐津市保健福祉事務所】</p> <p>多くの市民が利用する公共施設のみでなく、ハローワークや生活自立支援センターなど生活困窮者が足を運びやすい場所で展示を行うことで、ハイリスク者に向けて重点的に啓発できたのではないかと考えます。</p> | 拡充 | 自殺は社会的な身近なこととしてとらえることができるように、街頭キャンペーン等によって対面で説明を行います。 |
| 保健医療課 | <p>メディアやITを活用した啓発</p> <p>心の健康づくりや相談窓口等の情報が受け取りやすいような、市のホームページやチャンネルからつ、FM からつ等のメディアやITを活用した啓発</p> | <p>市報やホームページ、行政放送と利用できるメディアを通じて、相談先の周知を行っています。</p> <p>そのため、こころの相談についての問い合わせが多い状況です。</p> | 継続 | 継続して各メディアを通じて啓発活動を行います。 |
| 近代図書館 | <p>こころの健康情報の発信</p> <p>心の健康に関する本を揃え、コーナーを設置し、市民への健康情報の提供</p> | <p>唐津保健福祉事務所や保健医療課と連携し、普及・啓発活動を行うことができました。関連パンフレット等の配布状況を見ると市民の関心の深さがうかがえます。</p> | 継続 | こころの健康に関するコーナーを設置することで、市民が情報を受け取りやすいようにします。 |

(2) 講演会等の開催

| 課 | 取組内容 | 評価（令和元～令和4年度） | 方向性 | 今後の取組内容 |
|-----------------|--|---|-----|---|
| 保健医療課・唐津保健福祉事務所 | メンタルヘルス講演会 病気の理解やストレスの対処方法を紹介し、セルフコントロール向上の支援 | 【保健医療課】 佐賀県が実施するメンタルヘルス講演会が終了したため、身近で受けられる講演会の継続が必要です。市では年に2回の講演会を行ってきました。アンケートの回答で「今日の内容に興味があった」という人が6割弱でした。 【唐津市保健福祉事務所】 ここ数年はコロナ禍で中止した年も多くありましたが、令和4年には高等学校の養護教諭を対象にした自殺対策研修会を開催しました。子どもの悩みに対して、日頃から相談に対応している養護教諭からも「自身のかかわりを振り返ることができた」など、前向きな意見を多く聞くことができました。 | 拡充 | 【保健医療課】 悩みの作られ方や、自分を振り返る機会をもち、誰かに相談することの大切さを知ること、生きることを選択できるように、開催回数を2回から3回に増やします。 【唐津市保健福祉事務所】 ハイリスク者に対し効果的にメンタルヘルスの重要性を伝えることができよう、自殺者数が多い高齢者や働き盛り世代、その支援者を対象とした研修会を行います。 |
| 生涯学習文化財課 | 人権同和研修 様々な人権問題に対し、広く理解を深めるため、個人を尊重したともに生きる地域づくりを目指すための啓発活動 | コロナ禍で中止した年度もありましたが、人数制限を行い開催していました。アンケート結果では関心が高く、次回も参加したいとの声が多かったです。 | 継続 | 継続して実施し意識を深めていきます。 |

2 自殺対策を支える人材の育成

ゲートキーパーの養成と医療介護従事者への研修、自殺対策従事者への心のケアの推進を行います。

(1) ゲートキーパーの養成

| 課 | 対象者 | 評価（令和元～令和4年度） | 方向性 | 今後の取組内容 |
|--------------------|--|---|-----|--|
| 唐津保健福祉事務所 保健医療課 | 地域の団体や市民 地域で活動する人や市民にゲートキーパーの役割を担っていただき、気づきやつなぎができるための研修会の実施 | 民生委員、養護教諭等の相談を受ける立場の人や、一般市民を対象に行ってきました。 しかしながら、「ゲートキーパー」の認知度は低く、メンタルヘルス講演会のアンケートでは、ほとんどの人が知らないという状況です。 | 拡充 | メンタルヘルス講演会と同時開催 メンタルヘルスの講話時に「ゲートキーパーの役割」の説明をします。また、死亡小票の分析により、ターゲットを絞って効果的に開催します。 |
| 唐津保健福祉事務所 | 企業や学生 企業や学生にゲートキーパーの役割を担っていただき、気づきやつなぎができるための研修会の実施 | 依頼があった企業や学生に向けたゲートキーパー養成講座を中心に実施しました。受講前はゲートキーパーという言葉を知らない人が多数ですが、受講後は「自分もできるかもしれない」という声を多く聞くことができました。 | 拡充 | 民生委員や養護教諭など、自殺のハイリスク者に関わる関係者に対してもゲートキーパー養成講座を行い、心の不調の際に早期に気づくことができるようにします。 |

| 課 | 取組内容 | 評価（令和元～令和4年度） | 方向性 | 今後の取組内容 |
|--------------|--|--|-----|--|
| 保健医療課 人事課 | 市職員 市職員がゲートキーパーの役割を担い、早期に問題に気づき適切な相談機関へのつなぎができるための研修会を実施 | ゲートキーパー養成に限った研修会は実施していませんが、メンタルヘルス研修の中で、悩みを抱えた人への対応方法を学ぶことによって、希死念慮を抱えた人に早く気づくことができ、自殺防止に有効的な研修が行うことができました。（令和元年度58人、令和2年度45人、令和3年度67人、令和4年度63人） | 拡充 | 研修の対象者を増やし内容も充実させていきます。また、職員のゲートキーパーについての理解を深めることのできる研修を行います。 |
| 保健医療課 | 医療介護従事者 病気の理解やストレスの対処方法を紹介し、セルフコントロールの向上 | 医療や介護従事者を対象としたゲートキーパー養成講座は開催していませんが、一般参加の中に介護従事者の参加がありました。 | 拡充 | 高齢者の自殺者が多いことから、高齢者の身体や家庭環境等の状況を把握している介護支援専門員を対象に実施し、高齢者のこころの変化に一早く察知できるようにします。 |

（2）自殺対策従事者へのこころのケアの推進

| 課 | 取組内容 | 評価（令和元～令和4年度） | 方向性 | 今後の取組内容 |
|-----------|---|--|-----|--|
| 保健医療課 | セルフケアに関する情報提供 インターネットを活用した自己セルフチェック及び相談先を周知する | ホームページにこころの相談先を掲載しました。自己セルフチェックのアプリについては利用者減で廃止となっています。 | 拡充 | ストレスチェック等が簡単にでき、自分のストレス状態に気づき、早期に対処できるような情報を掲載します。 |
| 唐津保健福祉事務所 | 精神保健福祉相談 毎週水曜に医師による相談、随時保健師による相談 | 毎週水曜に医師による相談、随時保健師による相談を行っています。必要時には他機関と連携・協力し、切れ目のない支援を行いました。 令和3年度 精神保健相談（医師）：0件 （保健師）：延30件 令和4年度 精神保健相談（医師）：0件 （保健師）：延39件 | 継続 | 今後も継続して相談を受け付け、必要に応じ、関係機関と連携・共同しながら対応を行います。 |

3 生きることの促進要因の支援

居場所づくりと相談体制の充実、相談窓口情報の周知を行うとともに、妊産婦、子育てをしている保護者、LGBTQ、自殺未遂者、自死遺族等への支援を行います。また、災害・緊急時の支援体制を推進していきます。

(1) 居場所づくり

| 課 | 取組内容 | 評価（令和元～令和4年度） | 方向性 | 今後の取組内容 |
|---------|---|---|-----|---|
| 障がい者支援課 | 唐津・東松浦地区家族会 障がいのある方や家族が集い、話せる場づくりの支援 | 唐津地区では担い手不足がありましたが、拠点を小城・多久地区家族会（通称：きよみずの会&佐賀きょうだい会）に移し、活動を継続しています。 | 継続 | 活動を継続し、障がいのある方とその家族の支援、社会参加の促進を図ることにより、生きがいをもつことができるように支援します。 |
| | 唐津市手をつなぐ育成会 障がいのある方や家族が話せる場づくりや地域の中で、自分らしい生活が送れるよう社会活動支援や学習活動の支援 | 障がいのある方や家族が話せる場を作り、障がい者体育大会やレクリエーション活動等の様々な行事を通じて、地域との交流を深めることができました。会員数240人 | 継続 | 障がいのある方や家族が話せる場所作り、様々な行事を通じて地域との交流を継続して行っていきます。 |
| | 地域活動支援センター 障がいのある方や家族からの相談や地域で自立した生活を送るための支援 | 横這いであった利用登録者が令和4年度に増加し、延べ利用人数も年々増加しています。 | 継続 | 今後も活動を継続し、障がいのある方などに、創作的活動や生産活動の機会の提供、地域社会との交流の場を維持します。 |
| | 障がい者デイサービス事業 障がいのある方の、生活改善、身体機能維持向上のための機能訓練、創作活動や社会適応訓練の実施 | 令和2年度は感染症まん延のため、講座が中止したこともあり、利用者が減少しましたが、例年は1,500人～1,600人の利用があります。障がい者の楽しみや生きがいになっています。 | 継続 | 受講者の引きこもりや社会からの孤立を予防するためにも、安定的に講座を開催します。 |
| 保健医療課 | アルコール・ギャンブル関連の自助グループの会 アルコールやギャンブル依存の当事者や家族が話せる場づくりや地域で自立した生活を送るための支援 | 多量飲酒は自殺のリスクが高いことから、アルコールについての相談があった際には、本人や家族の話を傾聴し、自助グループの会を案内しました。しかし、アルコールに関する内容は相談しづらいという実態があるため、相談件数は少ない状況です。 | 継続 | 悩んでいる人に情報が届くように、保健だよりやホームページで周知を行います。 |
| | がん患者のつどい がん患者や家族が悩みや不安を抱え込まないよう、療養体験や気持ちを分かち合える集いや情報交換の場づくりの支援 | 唐津がんサロンを年6回開催しています。共催は佐賀県と佐賀県健康づくり財団、本市は後援し、担当者と連絡を密にし、保健だより等での周知を行いました。病院からも勧めていただいております。参加者が増加しています。 | 継続 | 継続して実施し、保健医療課へがん患者医療用補正具購入助成事業の申請に来所された時に、本つどいの紹介をします。 |

| 課 | 取組内容 | 評価（令和元～令和4年度） | 方向性 | 今後の取組内容 |
|---------|---|--|-----|---|
| 地域包括支援課 | 認知症家族介護経験のつどい 認知症の人やその家族が誰にも相談できずにいることで、孤立しないように、気軽に話すことができる集いの場の提供 | 月に1回開催していましたが、コロナ禍の影響により、令和元年から令和3年度までは中止や参加者の減少がみられました。令和3年度からは、講演等を取り入れ少しずつ参加者が増加し、ここでしか話せないという人もあり、気持ちを吐き出す場となっています。 | 継続 | 予備群を含み65歳以上の5人に1人は認知症になるという現状があります。もっと多くのご家族が抱え込んで悩んでいることが予想され、広く周知をし、気軽に参加できるつどいをしていきます。 |
| 学校教育課 | 不登校児童生活支援事業 不登校児童生徒の適応指導教室（スマイル）の充実により、学校復帰への支援を実施 | 適応指導教室には、毎年10名前後の児童生徒が入級し、学校への復帰や高校進学につながっている生徒も多くみられます。不登校対策支援特認校（高島小）についても、原籍校で登校できない児童が、登校できるようになっており、特認校としての成果が見られています。適応指導教室、不登校特認校ともに、児童生徒の課題に寄り添い、きめ細やかな対応を行うことで成果が出ています。 | 拡充 | 不登校の児童生徒が増えてきていることから、適応指導教室や不登校対策支援特認校（高島小）について、各学校から不登校の児童生徒の保護者に紹介をしていきます。 |
| こども家庭課 | 利用者支援事業（基本型・母子保健型） 利用者支援（基本型）子育てに必要な支援を選択し、利用できるように、情報の提供や相談・援助等を実施 | 子育て家庭が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、教育・保育・保健その他子育て支援の情報提供及び必要に応じ電話やメール、対面での相談等を行い個別ニーズを把握し、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施することができました。（基本型）令和4年度実績713人 | 継続 | 今後も子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」を行っていきます。（基本型） |
| | 地域子育て支援拠点事業 気軽に親子の交流や子育ての相談ができる場所を提供 | 令和4年度は、18施設で事業を実施し、乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を提供し交流の促進を図ることができました。また、コロナ禍で講座等が制限されましたが、SNSを強化し、情報発信に努めました。また、令和4年10月には巖木サテライト会場を開設し、常設が難しい地域も利用しやすくなりました。令和4年度実績23,611人 | 拡充 | 地域子育て支援拠点事業において、拠点施設を各地域に配置することにより乳幼児及びその保護者が相互の交流、子育てについての相談、情報の提供、助言を手厚くすることにより、子どもを産み育てやすいまちづくりを実現します。 |

(2) 相談体制の充実・相談窓口情報の周知

【健康に関すること】

再掲：こころの相談（保健医療課）、精神保健相談（唐津保健福祉事務所）

【生活全般に関すること】

| 課 | 取組内容 | 評価（令和元～令和4年度） | 方向性 | 今後の取組内容 |
|-------------------|---|---|-----|---|
| 市民相談室 | 市民相談 家庭内の問題や近隣トラブル等生活全般の相談を受け、適切な関係機関へつなぐ | 第三者へ個人情報の提供はできませんが、本人が希望した場合は、関係機関につなげました。 | 継続 | 金銭や土地・建物、交通事故、相続、夫婦・親子関係等の一般生活の相談を受け、適切な機関につなげます。 |
| | 法律相談 金銭や土地・建物、交通事故、相続、夫婦・親子関係等の問題に、弁護士による法的な相談支援の実施 | 守秘義務があり、弁護士からの相談内容の情報提供は難しいが、本人が希望した場合は、適切な窓口につなげました。 | 継続 | 金銭や土地・建物、交通事故、相続、夫婦・親子関係等の相談に、佐賀県弁護士会唐津部会の弁護士が法的な助言を行います。 |
| 消費生活センター | 消費生活相談 契約トラブルや多重債務問題等消費生活全般を相談支援 | 第三者へ個人情報の提供はできませんが、本人が希望した場合は、所管課につなげました。 | 継続 | 今後も継続して消費生活に関する消費者と事業者の契約トラブル(個人間トラブルは不可)について、相談員が自主交渉の方法や具体的な解決方法を支援します。 |
| 税務課 | 納税相談 税に関する相談 | 相談者1人1人の状況を丁寧に聞き取り、個人毎の納税計画を提案し、必要な相談先を紹介しました。 | 継続 | 引き続き相談体制の充実、相談窓口情報の周知を行います。 |
| 保険年金課 | 国民健康保険証の相談 国民健康保険証交付等の相談 | 相談に応じ、保険証の発行等の必要な対応を実施しました。 | 継続 | 納付勧奨を行いつつ、被保険者との接触の機会を増やし、必要な対応を実施します。 |
| 地域包括支援課 高齢者支援課 | 高齢者の相談事業 高齢者の福祉、医療、生活全般の相談支援 | コロナ禍の時には相談人数が減少していましたが、徐々に増加してきました。相談内容が介護の問題のみではなく、家庭や経済等複雑化・多様化している傾向があり、他機関と連携し対応しました。実績令和元年度942人、令和2年度968人、令和3年1,063人、令和4年度1,220人 | 継続 | 相談内容に応じて他機関と連携し対応していきます。 |
| 障がい者支援課 | 障がい者(児)の相談事業 障がい者(児)の福祉、医療、生活全般の相談支援 | 丁寧な相談対応を心がけ、傾聴を基本とした関わりを継続して行いました。必要時には他機関と連携・協力し、切れ目ない支援を行いました。令和3年度6,646件、令和4年度6,291件 | 新規 | 地域の障がい福祉に関する相談及び支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置し、他機関と連携し地域に居住する障がい者のサポートを行います。 |

(3) 妊産婦・子育てをしている保護者への支援

| 課 | 取組内容 | 評価（令和元～令和4年度） | 方向性 | 今後の取組内容 |
|-------------|--|--|-----|--|
| 保健医療課 | 妊娠・出産包括支援事業 妊娠・出産期を中心に、子育てに伴う心配事に対し相談支援を行うことで子育てをサポートする | 母子保健コーディネーターが中心となり、妊娠届時の面談を行い、医療機関からの情報提供により支援が必要なケースを把握し、計画を作成し支援につなげています。毎年妊娠届者数の約1割強の人の計画を立て、妊婦に寄り添って支援をしました。出産後も令和元年度22人、令和2年度42人、令和3年度25人、令和4年度21人と切れ目ない関わりを通じて、乳児や産婦のサポートを行いました。子育てに関する不安、パートナーとの関係、金銭的な問題等多様な悩みに寄り添い、関係機関との連携を密にしてきました。 | 継続 | 妊産婦の悩みに寄り添い、丁寧に関わることで、妊産婦が追い込まれないように支援していきます。 |
| | こんにちは赤ちゃん訪問事業 産後うつ予防や育児不安の解消を図るため、生後4か月までの赤ちゃんの家庭を訪問し相談支援の実施 | 令和4年度の未訪問者は18人です。訪問拒否の場合でも来所で会えるケースもありますが令和3年度94.3%より実施率が上がっています。（令和元年度94.0%、令和2年度96.8%） | 継続 | 今後も全乳児を対象に訪問することで、育児不安の解消や相談先の周知等に努めていきます。 |
| | 妊産婦乳幼児相談 産後うつ予防や育児不安の解消を図るため、妊娠・出産・育児に関する相談支援 | コロナ禍により令和2年度には乳幼児、産婦の相談会の利用件数が減少しましたが、令和4年度にはおおむねコロナ禍前の状態に戻りました。外出の減少、相談する機会が減ったことにより、産婦のストレスが蓄積したのではないかと考えられます。 | 継続 | 対象者や実施回数に変更せず継続的に実施し、妊婦から丁寧な関わりをもち、悩み等を気軽に話すことができるように支援します。 |
| | 発達子育て相談 子どもの発達に関して、専門職種（言語聴覚士、臨床心理士、保健師等）による相談支援 | 各幼児健診で発達の問題がある児のフォロー先や育てにくさを感じている保護者の相談する場であり、年間延べ約120人が利用しています。児の特性に合わせ、対応の工夫のアドバイスや必要な療育や発達検査の勧奨、通園先との連携等個別的な支援を行い、保護者の育児不安の軽減につながっています。 | 継続 | 対象者や実施回数に変更せず継続的に実施します。 |
| 子育て支援情報センター | 育児子育て相談 子育てに関する悩み相談や情報の提供 | 子育て家庭が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、教育・保育・保健その他子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談等により個別ニーズを把握し、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施することができました。令和4年度713人 | 継続 | 今後も子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」を行っていきます。（基本型） |

| 課 | 取組内容 | 評価（令和元～令和4年度） | 方向性 | 今後の取組内容 |
|----------|--|---|-----|---|
| こども家庭相談室 | 虐待防止・相談事業 子どものことで悩みごとを抱え、困っている時の、専門の相談員による相談支援 虐待を受けたと思われる場合の相談支援 | 児童虐待及び子育て全般の相談を受け付け、保護者のニーズに応じた行政サービス、社会資源、関係機関への橋渡しや助言を行いました。 また、佐賀県北部児童相談所等の関係機関と虐待発生及び重篤化を防ぐための定期的な協議を行い、必要な支援を行うことができました。（延べ令和元年度468件、令和2年度449件、令和3年度466件、令和4年度881件） また、令和4年度に設置したこども家庭総合支援拠点において、地域の全ての子どもや家庭の相談に対応し、関係機関と連携しながら一体的かつ継続的な支援を行いました。 | 新規 | こども家庭相談室にて、児童虐待及び子育て全般の相談を受け付け、必要な支援等を効率的に行い、福祉に關係する機関との情報共有や協議を定期的に行うことで、虐待発生や重篤化を未然に防止します。 こども家庭相談室の窓口案内を、市報やホームページで周知します。 【新規】こども家庭センターを設置 児童福祉と母子保健双方の機能の一体的な運営を行い、更なる支援の充実・強化を図ります。 |

（４）LGBTQへの支援

| 課 | 取組内容 | 評価（令和元～令和4年度） | 方向性 | 今後の取組内容 |
|-----|---|---|-----|---|
| 人事課 | LGBTQの理解 市職員が正しく理解し、偏見をなくすための研修会を開催 | 令和3年度から市職員を対象に研修会を開催しています。（令和3年度116人、令和4年度54人） アンケート結果から相手に寄り添うための前提となる知識や対応方法、アンコンシャスバイアスを認知することの重要性等について理解を深める研修を行うことができました。 | 新規 | 日々変化する社会情勢に的確に対応できる職員養成の観点から、次年度以降も継続的に開催します。 |

（５）自殺未遂者への支援

| 課 | 取組内容 | 評価（令和元～令和4年度） | 方向性 | 今後の取組内容 |
|------|--|-----------------------------|-----|--------------------|
| 消防本部 | 相談先の紹介 自殺願望者や精神疾患の人からの119番通報の際、必要に応じて相談機関の紹介 | 救急隊が到着し、必要であれば相談先の紹介を行いました。 | 継続 | 今後も必要時に相談機関を紹介します。 |

（６）自死遺族等への支援

唐津市として自死遺族への直接の支援は行っていませんが、自死に対する偏見をなくすことも遺族への間接的な支援になると考えます。ご遺族への配慮をしつつ、今後も偏見を払拭するための広報と、自死遺族と把握できた際には、傾聴および自死遺族のつどいの紹介等を行います。

（７）職場、学校での事後対応の推進

職場や学校での自殺や自殺未遂が発生した場合、周囲のショックは計り知れないものがあります。その場合、周囲の人も連鎖して自殺に追い込まれることがあるため、自殺発生直後の対応が重要になります。相談があった際には唐津保健福祉事務所とともに対応を早急に行います。

4 地域ネットワークの強化

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、行政、関係団体、民間団体、企業、市民等が連携、協働して自殺対策を総合的に推進していきます。

| 課 | 取組内容 | 評価（令和元～令和4年度） | 方向性 | 今後の取組内容 |
|-----------|--|---|-----|--|
| 唐津保健福祉事務所 | 自殺対策連携協議会 管内の自殺対策に関連する関係機関が集まり、自殺対策連絡協議会を開催 | 毎年、管内の自殺対策に関連する関係機関が集まり、自殺対策連絡協議会を開催しています。関係者同士の顔を合わせる場や、地域の課題を共有・議論する場になっています。 | 継続 | 今後も継続して、関係機関同士の連携を強化、地域の課題の解決を図ります。 |
| 地域包括支援課 | 地域包括ケアシステム推進 安心して自分らしく暮らせるよう保健、医療、福祉等の関係機関と地域が一体となり、連携を取りながらの支援体制づくりを行う | 各事業におけるネットワークづくりを進め、各事業を連動させることで課題解決するための施策化につなげることができました。 | 継続 | 地域包括ケアシステムの構築に向け、各事業が効果的に連動するよう地域ネットワークの強化を推進していきます。 |
| 保健医療課 | 健康づくり推進協議会 地域の団体、医療関係、労働関係、教育機関、行政機関が集まり、情報の共有や健康づくり対策を推進。またその専門部会において関係機関が情報を共有し、健康づくりに取り組む | 令和2年度及び令和3年度はコロナ禍で書面会議で実施し、令和4年度は協議会を開催しました。第2期からつ元気いっぱい健康プラン21の最終評価を行い、精神保健に関する評価を行いました。 【A:目標値を達成した、B:目標値には達していないが策定時より改善、C:策定時と変わらない、D:策定時より悪くなった、E:評価困難】 ・自殺者の減少B(37.2%→21.7%) ・心配事や悩みを相談できる窓口を知っている人の増加 男性B(22.5%→35.9%) 女性B(29.7%→42.6%) ・一般高齢者の諸活動への参加 D(43.3%→22.7%) | 継続 | 令和5年度第3期唐津市健康増進計画策定予定です。今後も健康づくり推進協議会を開催し、地域の団体、医療関係、教育機関、行政機関が集まり、情報の共有や健康づくり対策を推進します。また、地域の課題を話し合い、解決に向かい実践につながるよう努めていきます。 |

第4章 重点施策の取組と評価～いのち支える自殺対策～

1 こども・若者の支援

児童・生徒等への支援と自殺予防につながる教育を実施し、また、ICT を活用した啓発を行っていきます。

(1) 児童・生徒等への支援の充実

| 課 | 取組内容 | 評価（令和元～令和4年度） | 方向性 | 今後の取組内容 |
|-----------|---|---|-----|--|
| 学校教育課 | スクールカウンセラーの配置 各小中学校に出向き、児童・生徒のさまざまな悩み等の相談に対応 | 全ての小中学校に配置しています。各学校の相談件数は増えてきており、県に相談時数の増加を要望してきました。その結果令和3年度には、相談時数を増加することができました。学校においては児童生徒や保護者、教職員のカウンセリングを行うことで、現状の改善や問題の早期解決につながりました。 | 拡充 | 児童生徒保護者等のニーズも高まっており、相談者の心のケアや精神的負担の軽減に努めます。継続の相談も多いため、相談時数を増やして欲しいと学校から要望があるため、引き続き県へ要望していきます。 |
| | いじめ防止対策事業 いじめのアンケート実施等を行い、早期発見、即時対応、継続的に再発を防止 | 年2回のいじめアンケートや唐津市いじめ等問題対策指導員の巡回により、いじめの早期覚知、早期対応につながりました。また、年2回の唐津市いじめ問題対策委員会への学識経験者や専門家の参加により、唐津市の小中学校のいじめの対策について、幅広い意見を聞くことで、いじめの未然防止につながりました。 | 継続 | いじめアンケート、唐津市いじめ問題対策委員会、いじめ等問題対策指導員の巡回を引き続き行い、継続した取り組みを行っていきます。また、学識経験者を含め、多くの意見を聞くことで、いじめの早期覚知・早期対応をさらに充実させます。 |
| | 特別支援教育事業 特別な支援を要する児童・生徒に対し、関係機関と協力して障がい及び発達状況に応じた細やかな支援の実施 | 就学相談会年2回（3日）、教育支援委員会を年6回行いました。年々、対象となる幼児児童生徒数は増加傾向にありますが、関係機関にも協力を依頼し、児童生徒の発達に応じたきめ細やかな支援を行いました。 | 継続 | 就学相談会を年2回（3日）、教育支援委員会年6回実施。今後、対象となる幼児児童生徒数の増加傾向が予想されるため、会の運営の仕方等を見直しながら、児童生徒の発達の状況に応じたきめ細やかな教育支援を行っていきます。 |
| 青少年支援センター | スクールソーシャルワーカーの配置 児童・生徒のさまざまな悩みや健全育成及び非行を防止するため、家庭や学校訪問等により児童・生徒やその保護者の相談や関係機関へつなぐ | 平成29年度から派遣型から、学校を巡回する学校配置型に転換し、年々相談者数が増加し成果が見られる。（平成30年度93名、令和4年度356人） | 継続 | 引き続きSSWの学校配置を実施。児童生徒の悩みを早期にキャッチし、必要に応じて関係機関と連携を行います。 |

再掲：不登校児童・生徒支援事業（学校教育課）、虐待防止・相談事業（こども家庭課）

(2) 児童・生徒等の自殺予防につながる教育の実施

| 課 | 取組内容 | 評価（令和元～令和4年度） | 方向性 | 今後の取組内容 |
|----------------|--|---|-----|---|
| 消防本部・学校教育課 | <p>こころの教育 【消防本部】 各学校において、命に関する教育を行い、命の大切さや人に対する思いやりの心を育てる教育の実施 【学校教育課】 教育の日における、道徳授業の公開（ふれあい道徳）</p> | <p>【消防本部】 令和元年から救命講習の一部で生徒にいのちの尊さについて考えてもらう内容をとりいれています。コロナ禍において依頼は減少しましたが、令和4年度には以前と変わらない依頼がきました。学校からの依頼も多く、広く啓発できていると思われます。 【学校教育課】 全小中学校で「ふれあい道徳」として保護者や地域へも授業公開をし、地域や保護者も関わりながら命の大切さについて考えていただくことができました。</p> | 拡充 | <p>【消防本部】（拡充） 自分自身や家族、友人の命の尊さ、助け合うことの重要性を今後も継続し、伝えていきます。 【学校教育課】 今後も全小中学校で「ふれあい道徳」の実施を継続するとともに、全教育課程の中でこころの教育を推進していきます。</p> |
| 学校教育課・生涯学習文化財課 | <p>思春期ふれあい体験学習 小・中・高校生に乳幼児とふれあう機会を設け命の大切さや父性、母性を養う 中学校子育てサロン 学校に地域の母子が出向き、生徒自身が赤ちゃんに触れ、母親からの体験話を聞き命の大切さを感じてもらうサロンの開催</p> | <p>中学3年生を対象に実施しています。令和元年度は、年間30回開催実施しました。令和2年度から4年度はコロナ禍により対面による実施ができできない状況で、リモートで開催し、中学生に対する家庭教育支援を行うことができました。また実施後のアンケートでは保護者や周囲への感謝の言葉が多くみられ、自分が大切に育ててこられたという実感をもつことができました。</p> | 継続 | <p>今後も事業を継続し、中学生に対し、乳幼児に触れる体験や子育ての実際を聞くことで、自分がここまで育てていただいたという実感と命をはぐくむ重さを感じていただけるように開催します。また、地域の人とも一体となって子供たちの成長を支援します。</p> |

(3) ICTを活用した若者への啓発

唐津市のホームページにこころの健康のサイトにつながるようにし、情報を得ることでSOSを発しやすくします。

(4) 地域で自殺のリスクを減らす取組

| 課 | 取組内容 | 評価（令和元～令和4年度） | 方向性 | 今後の取組内容 |
|----------|--|---|-----|--|
| 生涯学習文化財課 | <p>青少年育成連絡協議会との連携・支援 青少年の健全育成及び非行防止のため、相談・補導・環境浄化に関する活動と関係者との連携</p> | <p>青少年育成連絡協議会による巡回パトロールは、各地区にて定期的に行っており、重大案件等の報告はありませんでした。</p> | 継続 | <p>引き続き青少協との連携を継続し、青少年の健全育成に努める。防犯パトロールについては、必要に応じて地域指導員との合同巡回パトロールを計画します。</p> |
| | <p>青少年補導、巡回活動 青少年の健全育成及び非行防止のため、相談、補導、環境浄化に関する活動の実施</p> | <p>各団体との連携事業、合同による補導活動、生徒指導連絡会（7校連）や唐松地区校警補導連絡協議会（高校部会）、警察等との情報交換の活動等により青少年の非行予防を行いました。</p> | 継続 | <p>引き続き各団体等との連携を継続するとともに地域指導員による防犯巡回パトロールを定期的に行い、青少年の健全育成に努めます。</p> |

| 課 | 取組内容 | 評価（令和元～令和4年度） | 方向性 | 今後の取組内容 |
|--------|--|--|-----|---|
| 子ども家庭課 | 放課後児童健全育成事業 日中保護者のいない児童に、放課後に遊びや生活の支援を行い、児童の健全な育成の実施 | 待機児童問題や実施場所等の課題解決に向け新規で専用施設建設や学校の余裕教室の使用許可を教育委員会・学校との協議で放課後の子どもの居場所作りを行いました。 | 継続 | 待機児童を減らせるようこれからも教育委員会と学校との実施場所の協議や受け入れの体制づくり等を通して放課後の子どもの居場所づくりを継続して行います。 |

2 労働者・経営者支援

労働者・経営者への支援を行います。

| 課 | 取組内容 | 評価（令和元～令和4年度） | 方向性 | 今後の取組内容 |
|---------------|--|--|-----|---|
| 商工振興課・男女共同参画課 | ワークライフバランスの推進 家庭と仕事の両立支援ができるよう事業所等への啓発活動 | <p>【商工振興課】 市報、ホームページ、行政放送等でワークライフバランス推進キャンペーン（佐賀県、佐賀労働局主催）の参加事業所の募集を行いました。</p> <p>【男女共同参画課】 令和2年に未就学の保護者を対象にワークライフバランスに関するアンケートをとり（1,035人）子育てをしながら働く保護者の声を聞くことができました。 令和3年に子育てしながら働く保護者や子育て世代が関わる職場の声を聞くことを目的に企業への取材やトークセッションを開催しました。 令和4年に起業を考えている方を対象に「女性活躍推進セミナーの準備編と実践編」を開催し、企業を考えている方への意識啓発につなげることができました。 市内事業所の女性を対象に「女性社員のキャリアアップセミナーを」を開催し、女性職員及び企業の意識啓発につなげることができました。</p> | 拡充 | <p>【商工振興課】 次年度以降も継続実施します。</p> <p>【男女共同参画課】 ・市内の企業・団体・組織等に勤務する女性を対象に「女性のキャリアアップセミナー」を継続して開催、女性職員及び企業の意識啓発を行います。 ・令和5年度より市内で就職・再就職を目指す女性を対象に「女性のためのデジタルマーケティング講座」を開催し、女性の就労支援を行います。</p> |
| | ハラスメント防止啓発 職場におけるハラスメント防止に関する啓発活動 | <p>【商工振興課】 令和4年4月1日から「職場におけるハラスメント防止対策」が中小企業にも義務化されることを周知しました。</p> <p>【男女共同参画課】 ハラスメント防止について、市民へ積極的に広報・周知を行っています。</p> | | 継続 |

3 生活困窮・無職・失業に対する支援

多重債務や就労等の相談支援、生活困窮を抱えたハイリスク者に対する個別支援を行います。

(1) 多重債務や就労等の相談支援

| 課 | 取組内容 | 評価（令和元～令和4年度） | 方向性 | 今後の取組内容 |
|-------|---|---|-----|---|
| 企業立地課 | 合同企業就職相談会 企業と求職者のマッチング機会を創出するためハローワークと連携し合同企業就職相談会を開催 | 求職者に対し効果的に周知し、年に1～2回相談会を開催することで、マッチング機会を推進しました。 | 拡充 | 実施を継続、広い会場を利用することで来場者の増加に対応できるように計画します。 |

再掲：法律相談、消費生活相談、市民相談（市民相談室）、自立支援給付事業（障がい者支援課）

(2) 生活困窮を抱えたハイリスク者に対する個別支援

| 課 | 取組内容 | 評価（令和元～令和4年度） | 方向性 | 今後の取組内容 |
|------------------|---|---|-----|--|
| 生活保護課・生活自立支援センター | 自立相談支援 相談者にとって、どのような支援が必要かを一緒に考え、相談者の状況に応じた支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援の実施 | 様々な理由で生活困窮に陥っている人に対して、相談内容に基づき、きめ細やかな支援を行いました。計画件数令和3年度57件、令和4年度93件。なお全体的な生活自立支援センターへの相談件数は増加しています。平成30年度6,169件、令和元年度9,256件、令和2年度11,086件、令和3年度14,724件、令和4年度15,259件。相談の内容は金銭的なことが一番を多く、次いで生活全般、仕事と続き、特にコロナ禍の影響で令和3年度からの相談件数が急激に増加しました。 | 継続 | 継続して、自立を支援していきます。また、相談に向くことが難しい人に対して、アウトリーチの強化を図っていきます。一人一人に寄り添いながら伴走する等時間をかけた手厚い支援を行っていきます。 |
| | 家計改善支援 家計管理に問題を抱える人に対し、家計状況の課題を把握し、家計の再生に向けて具体的な支援計画を作り、相談者が自ら家計管理できるような支援の実施 | 家計のやりくりが苦手な人に対し、給付金制度や貸付金制度の案内等を行い、家計改善するための支援を行いました。（計画件数令和3年度11件、令和4年度31件） | 継続 | 継続して支援していきます。 |
| | 就労準備支援 長い間就労していない等で一般就労が難しい人へ、生活習慣の形成のための支援や就労に必要な知識および能力の向上に必要な訓練を最長1年間実施 | 2021年から専門の支援員により、相談者の状態に合わせた訓練や就労支援を行いました。（計画件数令和3年度7件、令和4年度10件） また、就労支援ではハローワークとも連携し令和4年度は107件が一般就労、6件が作業所につながることができました。 | 新規 | 2021年から新規に実施しています。継続的に実施し、安心して就労できるように支援します。 |

| 課 | 取組内容 | 評価（令和元～令和4年度） | 方向性 | 今後の取組内容 |
|---------------------|---|--|-----|---|
| 生活自立支援センター 生活保護課 | 住居確保給付金の支給 失業等によって住宅を失ったり、そのおそれがあり生活に困っている人に対し、就職活動を行う事等を条件に一定期間家賃相当額を支給し、就労に向けた支援を実施 | 給付金の該当者へ丁寧な説明を行い、支給を行いました。 | 継続 | 今後も継続して支援を行います。 |
| 社会福祉協議会 福祉総務課 | 生活福祉資金の貸付 低所得者や高齢者世帯の生活を経済的に支えるとともに、在宅福祉や社会参加を促進 | 令和元年度はコロナ禍であったこともあり、相談件数が180件と多かったが、令和4年度は86件と減少しました。生活資金の貸付だけではなく、生活自立支援センターと連携しトータル的な、相談者にとって最適な支援へつなげることができました。 | 継続 | 今後、貸付条件や償還、債権回収の方法等見直しを行う必要がありますが、関係機関につなげる等継続して支援していきます。 |
| 生活保護課 | 生活保護 生活に困窮する人に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに生活の自立を助長 | 自立支援法が成立したのち、生活保護を受給する前に自立支援センターが相談を受け、対応していることから、生活保護課への相談件数自体は減少しています。 | 継続 | 継続して、相談を受けつつ、生活自立を支援していきます。 |

4 高齢者支援

地域包括ケアシステムを推進し、介護負担に対する支援や高齢者の生活や健康不安に対する支援、高齢者の社会参加の強化と孤独・孤立の予防を行います。

（1）地域包括ケアシステムの推進

| 課 | 取組内容 | 評価（令和元～令和4年度） | 方向性 | 今後の取組内容 |
|---------|--|--|-----|---|
| 地域包括支援課 | 地域ケア会議 地域の課題や多職種協働による個別事例の検討等を通して、高齢者の生活支援を実施 | 個別会議はコロナ対策を講じながら実施しましたが、圏域会議は令和2年度は中止し、令和3年度は4圏域のみ実施しました。通いの場や地域住民の支え合い活動により、高齢者の生きがいや介護予防につながる効果について話をしています。 | 拡充 | 個別支援の内容の整理や地域課題分析の充実により、市民が生きやすい共生社会を作っていくように継続して実施します。 |
| | 地域住民グループ支援事業 独居や閉じこもりがちな高齢者に対し、地域住民が週1回以上自宅を訪問し声掛けや安否確認を実施 | 連絡員の確保が困難で令和元年度は736人でした。令和4年度は485人と減少し、それに伴い、訪問延べ人数も令和元年度10,733人から令和4年度6,571人に減少し、目標値を達成できていない状況です。基準が統一されていないため、地域によって対象者数や方法等に偏りがありますが、声かけや体調の確認等により、孤立を防ぎ、体調の変化の早期発見等につながっています。 | 拡充 | 民生委員や地域住民向けの手引き、チラシの作成、地域福祉に携わる団体や住民への広報を行い、連絡員の確保へつなげ、効果的な活動につなげます。統一された要綱により市内全域で見守り体制を充実させていきます。 |

| 課 | 取組内容 | 評価（令和元～令和4年度） | 方向性 | 今後の取組内容 |
|---------|---|---|-----|---|
| 地域包括支援課 | 高齢者見守りネットワーク事業 事業所（新聞や牛乳配達、郵便局、スーパー等）から認知症が心配される人の連絡を受け、必要な支援につなげる | 協力事業者からの認知症疑い等の相談がない状態で、地域での早期発見かつ対応につながっていなかったため、令和3年度から協力事業所に対し事業説明会と認知症サポーター養成講座を開催しました。しかし、全登録事業所の参加にはつながっていない状況でした。 | 継続 | 地域での早期発見かつ対応につながるよう、引き続き協力事業者に対し見守り活動の意識の強化と認知症等の知識の普及啓発を行っていきます。 |
| | 認知症総合支援事業 認知症疑いの方の早期発見、早期対応等関係機関と連携した支援を行い、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる支援の実施 | 認知症の人とその家族が認知症であることを隠すことにより、地域から孤立しないための取り組みを強化し取り組んできました。令和元年度末から令和4年度まで新型コロナウイルス感染症の影響で思うように事業を展開できないところもありましたが、令和3年度に認知症ケアパスの作成及び普及啓発、令和4年度に認知症サポーター養成講座を受講した人が、地域で活動できるようにステップアップ研修会の実施と共生社会の実現のために取り組みました。 | 拡充 | 令和6年1月1日に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。『認知症と言えるまち』『安心して認知症になれるまち』を目指し、認知症サポーター養成講座の実施やチームオレンジの整備等、さらに認知症対策の推進を図り、事業を展開していきます。 |

（2）介護負担に対する支援

| 課 | 取組内容 | 評価（令和元～令和4年度） | 方向性 | 今後の取組内容 |
|---------|---|---|-----|------------|
| 高齢者支援課 | 家族介護者交流事業 在宅の高齢者を介護している家族に対し、介護負担の軽減や施設見学や介護者相互の交流会等を開催 | 新型コロナの影響により、令和2年度以降事業中止。参加者が限定的で固定化される傾向がありました。 | 中止 | 事業廃止 |
| | 介護者のつどい 介護家族者が集まり、介護の相談、情報交換、勉強会等を行い、心理的負担を軽減 | 新型コロナの影響により、令和2年度以降事業中止。参加者が限定的で固定化される傾向がありました。 | 中止 | 事業廃止 |
| | 短期入所生活介護（ショートステイ） 介護者の負担軽減や緊急の対応が必要な場合、施設に預かり、食事、入浴、他日常生活上を支援 | 利用者の家庭環境や利用理由については様々ですが、同居家族が介護に携わっている場合、一時的に施設に預かってもらうことにより、家族の身体的又は精神的負担の軽減を図れたと考えられます。 | 継続 | 継続して実施します。 |
| 地域包括支援課 | 介護予防・生活支援サービス事業 介護家族者が集まり、介護の相談、情報交換、勉強会等を行い、心理的負担を軽減 | 介護予防支援、介護予防ケアマネジメントの件数は減少しましたが、介護予防サービスの適切な利用ができるよう援助に努めました。 | 継続 | 継続して実施します。 |

(3) 高齢者の生活や健康不安に対する支援

| 課 | 取組内容 | 評価（令和元～令和4年度） | 方向性 | 今後の取組内容 |
|--------------------|--|--|-----|--|
| 高齢者支援課 社会福祉協議会 | 高齢者の生きがいと健康づくり事業 高齢者が地域社会に積極的に参加し、生きがいのある豊かな人生を創造できるよう推進する | 新型コロナウイルス感染症の影響により、講座を中止したり、縮小したりしました。 感染対策に努めながら、実施できました。 | 継続 | 講座内容を検討しながら事業を継続していきます。 |
| 地域包括支援課 社会福祉協議会 | 介護予防事業 要介護状態等となることを予防する為、運動教室や自主活動を通して高齢者の健康づくりを推進する | 感染症対策を講じながら実施し徐々に参加者が増えてきていますが、感染への懸念から参加を自粛されている方やサークルがみられました。自主サークルのリーダーを対象に研修会を行い、通いの場の必要性やレクリエーション等を実施し、継続のための支援を行い地域で孤立する人が増えないように支援しました。 | 継続 | 引き続き感染症対策等を行いながら、介護予防教室等の周知や内容の検討を行う。また、活動が継続するよう新規参加者や中心人物の獲得、教室等に参加できなくなった、またはできなくなった方や休止中のサークル支援に取り組んでいきます。 |
| | 成年後見制度利用促進 認知症等判断能力の不十分な人に後見人が本人に代わって契約や財産管理を行う等の生活支援 | 成年後見制度に関する相談は一定数受けている現状です。 令和4年度には成年後見制度がより身近なものになるよう「成年後見サポートセンター（中核機関）」を設置し、制度の広報、普及啓発、相談体制の強化を図りました。 | 拡充 | 今後も制度の広報、普及啓発、相談体制の強化を図り、成年後見制度がより市民に身近なものとなるよう努めるとともに、相談対応の質の向上を目指していきます。 |
| 地域包括支援課 | 権利擁護事業 権利擁護に関する相談支援 | 佐賀県弁護士会及び佐賀県社会福祉士会と連携し、高齢者虐待等権利擁護が必要な人への支援とそのために必要な関係部署との連携に努めました。 相談件数令和元年度 101 件、令和2年度 209 件、令和3年度 281 件、令和4年度 251 件 | 継続 | 高齢者虐待等権利擁護に係る問題は継続的に、周知・啓発を行っていきます。 |
| | 認知症サポーター養成講座 認知症の人や家族への声掛けや見守りを行うサポーターを養成 | 令和元年度は、年間25回、受講者数579人であったが、その後は新型コロナウイルスの影響を受け、開催数が減り、一回当たりの受講者数も少人数としたため受講者数も減少しました。 | 継続 | 認知症の正しい理解を深められるよう、新しい認知症観の普及啓発に努め、認知症を我がこととして捉えられるよう今後も継続して認知症サポーターを増やします。 |

再掲：高齢者の相談事業（高齢者支援課）（地域包括支援課）

(4) 高齢者の社会参加の強化と孤独・孤立の予防

| 課 | 取組内容 | 評価（令和元～令和4年度） | 方向性 | 今後の取組内容 |
|----------------------|---|--|-----|-------------------------------------|
| 地域包括支援課 | 介護支援ボランティア事業 高齢者の介護予防と社会参加を促し、生きがいづくりや孤立化を予防 | 新型コロナウイルス感染症の影響で活動が停滞していましたが、徐々にボランティア活動が回復してきました。ボランティア活動を通じた高齢者の社会参加につながっています。 | 継続 | ボランティア登録者や活動の場所を増やし、高齢者の社会参加を推進します。 |
| 高齢者支援課 | 老人クラブの育成 老人クラブ及び老人クラブ連合会が実施する社会奉仕活動、福祉活動、各種講座等を通して社会参加を促し孤立化を予防 | 新型コロナウイルス感染症のまん延期間中はクラブ活動が減ったものの、基本的には高齢者同士のふれあい機会が増え、及び健康増進につながる意義深いものと考えています。 | 継続 | 継続して実施します。 |
| シルバー人材センター 高齢者支援課 | シルバー人材センターの育成 働くことを通して高齢者の生きがいや社会参加の促進をするよう、活力ある地域社会づくりの推進 | 高齢者の就業機会の増加及び社会参加の促進につながったと考えています。 | 継続 | 継続して実施します。 |

第5章 唐津市における自殺対策の課題と計画の推進

1 自殺は身近なことであるという問題認識の欠如

自殺の原因として、統計でも明らかになっていますが、健康問題や経済・生活問題、家庭問題が大きく関連しており、様々な社会的要因が複雑に関係することで、誰もが当事者となり得るものです。市民全体が自殺に関する問題を自分のことと捉え、関心を持つことで、自殺に向かわせないための支援を行います。

悩みを抱えた人を孤立させず、適切な支援を行うことが大切であることを広く市民に認識されるよう、自殺予防週間・自殺対策強化月間等の啓発を行い市民の理解を促進します。

2 うつ病に対する偏見や周囲の対応の仕方の無理解

自殺の原因の健康問題のほとんどがうつ病といわれています。非常にありふれた病気であるにもかかわらず、病気の理解が得られず、「怠けている」「もっと頑張れ」等、当事者にとってとても辛い言葉がかけられています。周囲の理解と声掛けの仕方とうつ病の人は安心して治療に専念できます。うつ病の人を追い込むことなく、自殺に向かわせないために、うつ病についての正しい知識の普及啓発を行います。

3 高齢者への対策

高齢者は体の病気や家族との死別、離職等による社会的な孤独感、経済的な問題等様々な悩みが生じていると考えられます。そのため、それぞれの担当課が親身になって相談に応じ、社会からの孤立を防ぐためにも、それぞれが生きがいをもった生活を送るための支援を行います。

4 自殺未遂者への対策

自殺未遂を経験した人は、再度の自殺を凶る可能性が高く、自殺未遂者への支援が非常に重要です。統計でも分かるように自殺未遂者の自殺率が高い状況ですが、未遂者の把握ができない現状があります。しかしながら、市民に身近なサービス等を提供している部署については、自殺未遂を経験したことがあるというケースを把握することがあります。行政に携わる職員が、リスクが高いことを認識し、丁寧に関わる必要があることと、必要時は早期に病院受診につなげます。

今後は自殺未遂者やその家族への必要な支援を多職種で行えるような、仕組みづくりが重要になります。

5 悩みを抱える人への相談体制の充実と連携

行政として様々な悩みに向き合い、寄り添うことで、市民が生きるための人間関係の構築が大切です。また、必要時に関係課および関係機関につなげた後も、相談者が安心して暮らすことができるように、継続して支援をする意向を示し対応していきます。

第6章 自殺対策の評価指標・取組目標

自殺対策の取組に関する評価指標

(1) 唐津市自殺対策計画

主管部署 【保健医療課】

| 指 標 | 2018年(策定時) (平成30) 実績値 | 2023年 (令和5) 目標値 | 2023年 (令和5) 実績値 | 2028年 (令和10) 目標値 |
|-------------------------|-----------------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------|
| 健康づくり推進協議会の開催回数(実務者会議含) | 2回 | 2回 | 2回 | 2回 |
| 自殺予防週間・月間における啓発場所、回数 | 2か所 2回 | 10か所 10回 | 12か所 2回 | 12か所 2回 |
| メンタルヘルス講演会の実施回数 | 0回 | 3回 | 2回 | 3回 |
| ゲートキーパー養成講座の受講者数(実数) | 0人 | 25人 | 47人 | 75人 |
| こころの相談の実施回数 | 12回 | 18回 | 12回 | 18回 |

(2) 関連計画 からつ元気いっぱい健康プラン21

主管部署 【保健医療課】

| 指 標 | 2012年(策定時) (平成24) 実績値 | 2022年 (令和4) 目標値 | 2022年 (令和4) 実績値 | 2035年 (令和17) 目標値 |
|---|-----------------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------|
| 健康づくりに関する地区組織に参加する人 | 936人 | 990人 | 528人 | ※ |
| 一般高齢者の諸活動への参加状況の増加 (何らかの地域活動をしている高齢者の割合) | 43.3% | 50% | 22.7%(R1) | ※ |
| 心配事や悩み事の相談先を知っている人の割合 | 男 22.5% | 男 40% | 男 35.9% | 男 ※ |
| | 女 29.7% | 女 50% | 女 42.6% | 女 ※ |
| 子育てに疲れやストレスを感じる親の割合 | 6.1% | 5% | 7.6% | 7% |
| 睡眠で休養が十分に取れている者の割合の増加 | ※ | ※ | 74.8%(R3) | 80% |

(3) 関連計画 第11期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

主管部署 【地域包括支援課】

| 指 標 | 2017年(策定時) (平成29) 実績値 | 2020年 (令和2) 目標値 | 2020年 (令和2) 実績値 | 2026年 (令和8) 目標値 |
|---------------------------------|-----------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 高齢者見守りネットワーク事業所登録数 | 68事業所 | 83事業所 | 113事業所 | 109事業所 |
| 地域ケア会議の開催回数 ※平成30年度に会議内容の見直し | 191回 | 201回 | 12回 | 12回 |
| 高齢者等の権利擁護に関する相談の対応件数 | 220件 | 250件 | 208件 | 270件 |
| 認知症サポーター養成講座受講者 | 366人 | 626人 | 196人 | 350人 |
| 介護支援ボランティア登録数 | 183人 | 210人 | 142人 | 190人 |

- ・ゲートキーパー養成講座、認知症サポーター養成講座の目標・実績は累計から実数に変更。
- ・評価困難な項目については、指標を削除(※)しています。

唐津市自殺対策計画概要（2024年3月中間評価）

基本施策の取組

市民一人ひとりの気づきと見守りを促す

- こころの健康づくり・生きる支援への知識の普及啓発（情報発信）【P7～】
【保健医療課】【近代図書館】【唐津保健福祉事務所】
- 講演会等の開催【P8～】
【保健医療課】【生涯学習文化財課】【人権・同和対策課】
【唐津保健福祉事務所】

自殺対策を支える人材の育成

- ゲートキーパーの養成【P8～】
【保健医療課】【人事課】【唐津保健福祉事務所】
- 自殺対策従事者へのこころのケアの推進【P9～】
【保健医療課】【唐津保健福祉事務所】

生きることの促進要因の支援

- 居場所づくり【P10～】
【障がい者支援課】【保健医療課】【地域包括支援課】
【学校教育課】【こども家庭課】
- 相談体制の充実・相談窓口情報の周知【P12～】
【市民相談室】【消費生活センター】【税務課】
【保険年金課】【地域包括支援課】【高齢者支援課】
【障がい者支援課】【保健医療課】【唐津保健福祉事務所】
- 妊産婦・子育てをしている保護者への支援【P13～】
【保健医療課】【子育て支援情報センター】【こども家庭相談室】
- LGBTQへの支援【P14～】
【人事課】
- 自殺未遂者への支援【P14～】
【消防本部】
- 自死遺族等への支援【P14～】
- 職場、学校での事後対応の推進【P14～】

地域ネットワークの強化

- 地域ネットワークの強化【P15～】
【唐津保健福祉事務所】【地域包括支援課】【保健医療課】

重点施策の取組

こども・若者の支援

- 児童・生徒等への支援の充実【P16～】
【学校教育課】【青少年支援センター】【こども家庭課】
- 児童・生徒等の自殺予防につながる教育の実施【P17～】
【消防本部】【学校教育課】【生涯学習文化財課】
- ICTを活用した若者への啓発【P17～】
- 地域で自殺のリスクを減らす取組【P17～】
【生涯学習文化財課】【こども家庭課】

労働者・経営者支援

- 労働者・経営者支援【P18～】
【商工振興課】【男女共同参画課】

生活困窮・無職・失業に対する支援

- 多重債務や就労等の相談支援【P19～】
【企業立地課】【市民相談室】【障がい者支援課】
- 生活困窮を抱えたハイリスク者に対する個別支援【P19～】
【生活保護課】【生活自立支援センター】【福祉総務課】
【社会福祉協議会】

高齢者支援

- 地域包括ケアシステムの推進【P20～】
【地域包括支援課】
- 介護負担に対する支援【P21～】
【高齢者支援課】【地域包括支援課】
- 高齢者の生活や健康不安に対する支援【P22～】
【高齢者支援課】【地域包括支援課】【社会福祉協議会】
- 高齢者の社会参加の強化と孤独・孤立の予防【P23～】
【地域包括支援課】【高齢者支援課】【シルバー人材センター】

唐津市自殺対策計画

発行日 2024年4月1日

発行者

〒847-0861

佐賀県唐津市二夕子1丁目5番1号

唐津市保健福祉部保健医療課

電話 0955-75-5161

HP <http://www.city.karatsu.lg.jp>

Email hoken@city.karatsu.lg.jp